

## 公益社団法人千葉県緑化推進委員会役員の報酬等並びに費用に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県緑化推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第29条第3項の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本委員会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものである。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本委員会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員には、報酬を支給しない。
- 3 役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職手当は支給しない。

### (報酬の額)

第4条 本委員会の常勤役員の報酬総額は、年600万円以内とし、報酬月額は495,000円とする。

### (役員報酬の支給日)

第5条 役員報酬は毎月21日に支給する。

- 2 支給日が休日、土曜日または日曜日に当たるときは、順次前日に繰り上げて支給する。

### (通勤手当)

第6条 常勤理事には、報酬とは別に通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

### (費用)

第7条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第8条 本委員会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。